

高齢者肺炎球菌ワクチン接種

令和6年3月末で経過措置が終了し対象者が変わります



☎ 健康推進課健康相談係 ☎ 286-3255

これまでの経過措置が終了し、高齢者肺炎球菌ワクチン接種の定期接種対象者が次のとおり変わります。令和5年度に経過措置による対象者となる人で、定期接種（公費負担ありの接種）を希望する場合は、お急ぎください。ただし、過去に一度でも高齢者肺炎球菌ワクチン接種をしたことがある人は定期接種の対象外です。

項目	令和6年3月31日まで	令和6年4月1日以降
対象者	【経過措置による対象者】 ・令和5年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人 ・接種日時点で60歳～64歳の人で、心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する人【事前手続きが必要】	【本来の対象者】 ・接種日時点で65歳の人

自己負担金 4,400円

町民税非課税世帯・生活保護世帯のみなさんは、事前申請により自己負担金が免除されます



電子申請

<本人または同一世帯の人が申請する場合>

- ・電話（Tel.286-3255 平日8：30～17：15）
- ・窓口（福寿館 平日8：30～17：15）
- ・電子申請（左QRコードまたは町ホームページから）

<同一世帯以外の人が代理で申請する場合>

- ・委任状と代理人の本人確認書類を持って健康推進課（福寿館）窓口へ

※府中町外の医療機関で接種する場合も、健康推進課で事前手続きが必要です。お問い合わせください。

新型コロナワクチン接種

令和6年3月末で特例臨時接種（無料接種）が終了します



☎ 健康推進課健康相談係 ☎ 286-3255

まん延予防を目的として、予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられ、全額公費負担（自己負担なし）で新型コロナワクチン接種を実施してきました。この特例臨時接種は、令和6年3月31日で終了します。

■特例臨時接種（無料接種）

自己負担なしでの新型コロナワクチン接種は、初回接種、追加接種ともに令和6年3月31日で終了します。

接種できる医療機関についても接種終了日がそれぞれ異なるため、接種をご希望の場合はお急ぎください。

■デジタル接種証明書の発行終了

コンビニキオスク端末および接種証明書アプリでの証明書発行が令和6年3月31日で終了します。

接種証明書アプリのデジタル接種証明書が必要な場合は、終了日までにアプリ上の機能にある「この証明書を画像として保存」やスクリーンショットで画像を保存してください。

デジタル庁
ホームページ

■接種券の取り扱い

特例臨時接種終了にともない、お手持ちの接種券についても令和6年3月31日で使用できなくなります。ただし、接種券（一体型予診票）に付属している接種済証や接種記録は、今後も証明書として有効です。

■令和6年度以降の新型コロナワクチン接種

定期接種（B類疾病）に位置づけられ、高齢者インフルエンザと同様の取り扱いとなる予定です。

【対象者】65歳以上の高齢者

60～64歳の一定の障害を有する者

【接種時期・回数】秋冬に1回

※接種費用等については、改めてお知らせします。

3・4月は町内会加入促進月間

☎ 自治振興課協働推進係 ☎ 286-3185

こむねっと
ひろしま

予期せぬ自然災害が多く発生している今、災害時におけるコミュニティがこれまで以上に重要性を増しています。

いざというときに地域で助け合うため、町内会に加入しませんか。



今こそ町内会に加入しませんか

3月は「自殺対策強化月間」

ひとりで悩んでいるのなら、相談してみませんか？



問 健康推進課保健予防係 ☎ 286-3257

いま、つらいあなたへ。ひとりで不安や生きづらさを抱えていませんか。あなたの話を聞かせてください。身近な人がいつもと違うなと感じたら…声をかけてください。否定したり、無理に励ましたりせず、じっくりと話を聞いて、相談窓口を紹介しましょう。例年、自殺者数の多い3月を「自殺対策強化月間」として、さまざまな取り組みが行われています。図書館では、「自殺対策強化月間」に関連した特集コーナーを設けていますので、ぜひご覧ください。

気軽にご相談ください

府中町の相談窓口

(平日) 午前9時～正午、
午後1時～4時30分

- 健康推進課健康相談係
☎ 286-3255 所 福寿館内
- 福祉課障害者福祉係
☎ 286-3161 所 役場2階⑥番窓口

※来庁相談の場合は、できるだけ予約をお願いします。

その他の相談窓口

- 広島いのちの電話
☎ 082-221-4343 (24時間365日対応)
- よりそいホットライン
☎ 0120-279-338 (24時間365日対応)
- SNS相談窓口
LINEアカウント名
こころのライン相談@広島県
(火・木・土・日) 午後5時～10時
※3月は(月)午前9時～正午も開設。



LINEはこちら

令和6年度 会計年度任用職員
(日・時間任用) の登録募集

問 総務課人事係 ☎ 286-3138



職種 一般事務、保健師、看護師、助産師、栄養士、学校栄養士、歯科衛生士、介護支援専門員、保育士、放課後児童クラブ指導員、図書館事務、選挙事務、文化財調査発掘作業員、障害支援区分認定調査員

登録方法 所定の申込書に必要事項を記入し、総務課へ提出してください。(郵送可)

※登録者の中から必要に応じて採用するため、登録後も採用されない場合があります。

登録の有効期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

※任用期間は、原則として、最長2か月間です。

受付期間 4月1日(月)～随時

※今年登録をしている人が引き続き登録を希望する場合も、再度、登録申込書を提出してください。

登録申込書の配布場所

総務課、教育委員会教育総務課、マイ・フローラ南交流センター、ふちゅう情報プラザつばき館

◆詳しくは町ホームページをご覧ください。

5月26日(日)は
府中町長選挙の投票日です

問 選挙管理委員会事務局 ☎ 286-3100

令和6年6月3日任期満了に伴う府中町長選挙の選挙期日等を次のとおり決定しました。

告示日 令和6年5月21日(火)

選挙期日 令和6年5月26日(日)

立候補予定者説明会

立候補の届け出方法や選挙運動の概要などを説明します。

時 4月19日(金) 午後1時30分～

所 役場 4階大会議室

対 町長選挙に立候補を予定している人

※説明会の出席者は、1立候補予定者につき、3人以内にしてください。

※町長選挙については、広報ふちゅう5月号で詳しくお知らせします。また、町ホームページでは、最新情報を随時掲載しており、過去の結果も見ることができます。



府中町のすべての子どもたちの健やかな成長のために 府中町子どもの予防的支援構築事業



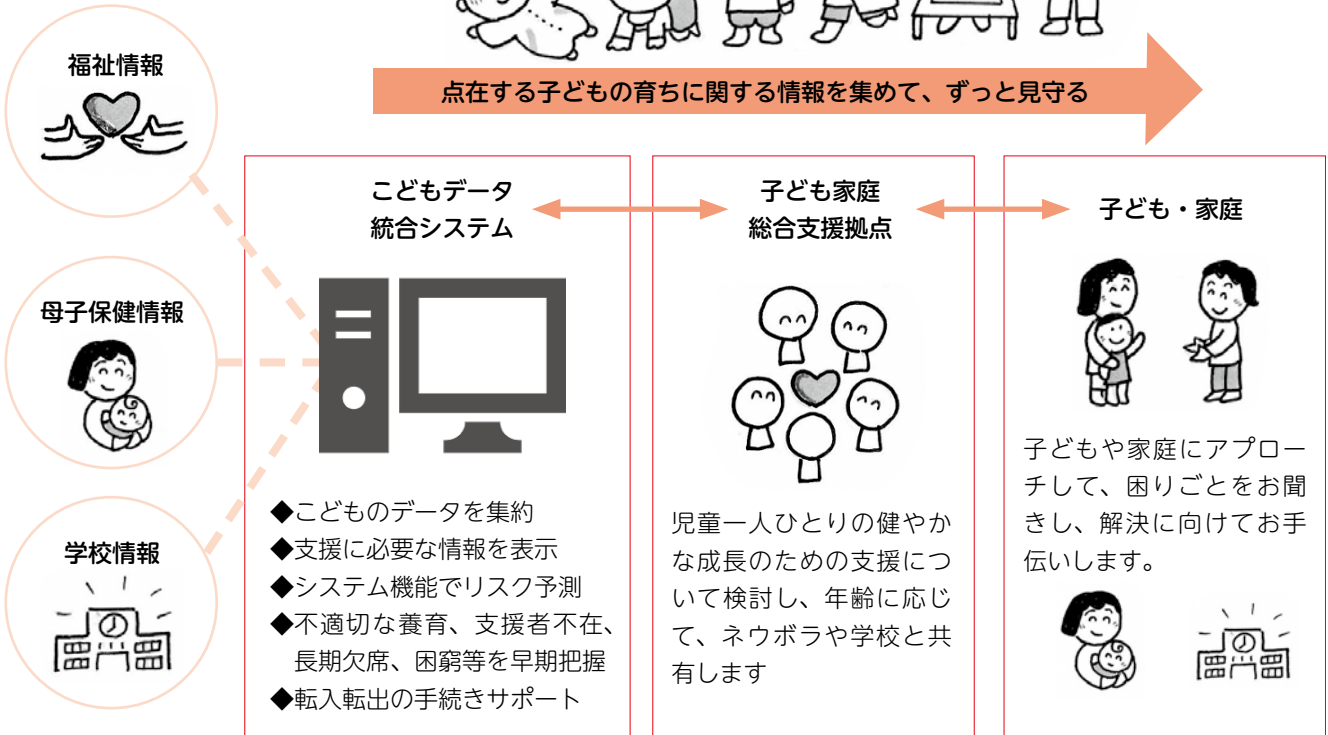
☎ 子育て支援課子ども家庭総合支援拠点 ☎ 286-3224

「子どもの予防的支援構築事業」は「府中町こどもデータ統合システム」を活用して、子どもたちを見守り、子どもが育つ過程で起こりうる、児童虐待（不適切な養育）、不登校や不登園（長期欠席）、生活困窮による「望まない孤立」等を早期に把握し、予防的な支援を届けることで、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを目的としています。

事業のしくみ



点在する子どもの育ちに関する情報を集めて、ずっと見守る



活用しているこどもデータ

子育て支援情報	児童手当・子ども医療・児童扶養手当・ひとり親医療・保育園利用
母子保健情報	妊娠届・乳児健診・1歳半健診・3歳児健診
予防接種情報	接種状況
障害福祉情報	精神保健福祉手帳・身体障害者手帳・療育手帳・通所支援サービス
生活福祉情報	生活保護
学校教育情報	就学援助・幼稚園所属・学校の出欠席や保健室来所状況・健康診断情報

◆上記のデータは子育て支援課子ども家庭支援拠点で厳重に管理し、予防的な支援以外には利用はしません。

国民健康保険に加入している皆さんへ 令和5年中の所得申告を

☎ 税務課国民健康保険税係（役場4階③番窓口） ☎ 286-3144

国民健康保険は、前年の世帯の所得に応じて、保険税の所得割の算定や軽減の判定、高額療養費の自己負担額の判定などを行います。次の「申告が必要な人」に当てはまる人は、申告期限（4月15日(月)）までに令和5年中の所得の申告をしてください。

申告が必要な人

町の国民健康保険に加入している世帯の、世帯主と16歳以上（平成20年4月1日以前生まれ）の被保険者、特定同一世帯所属者※

※特定同一世帯所属者

国民健康保険加入中に75歳到達等により、後期高齢者医療制度へ移行した人で、移行後も継続して同一の世帯に所属する人。

◆収入がなかった人（確定申告等で扶養に入っている人を含む）や非課税年金所得（遺族年金・障害年金等）のみの人でも申告は必要です。

※ただし、次の人は申告不要です。

- ・確定申告または町県民税の申告を済ませている人
- ・収入が給与のみの人で、勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されている人
- ・公的年金（非課税年金を除く）以外に所得がない人

申告方法

「国民健康保険税等申告書」に必要事項を記入し、税務課国民健康保険税係（役場4階③番窓口）へ提出してください。（郵送可）

※前年度に「国民健康保険税等申告書」により申告をした人には、原則3月中旬に申告書（返信用封筒同封）を郵送します。

申告期限 令和6年4月15日(月)

受付時間 平日 午前8時30分～正午
午後1時～午後5時15分

申告をしなかった場合

- ◆国民健康保険税には所得に応じた軽減制度がありますが、その軽減制度が適用されません。
- ◆医療を受けた際の高額療養費算定における自己負担限度額が最高額となります。

就職する人・扶養家族になった人へ ～すぐに手続きを～ 国民健康保険の脱退には手続きが必要です

☎ 保険年金課国民健康保険係 ☎ 286-3236

府中町の国民健康保険（以下「国保」）に加入している人が、就職したり扶養家族（被扶養者）に認定されたりすることで、他の健康保険※に加入した場合、必ず国保の資格喪失の手続きが必要です。

※他の健康保険とは、健康保険組合や全国健康保険協会、国保組合など国保以外の医療保険をいいます。

◆勤務先の健康保険に加入した場合でも、国保は自動的に脱退となりません。

🔪 手続きに必要なもの

- ①脱退する人全員分の新しく加入した健康保険等の保険証
 - ②使用していた府中町の保険証
 - ③世帯主と脱退する人全員のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
 - ④窓口に来る人の本人確認書類
- ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど（顔写真がない場合は2点必要）
- ※住民票上の別世帯の人が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。
- ◆書類は、保険年金課（役場2階⑨番窓口）、マイ・フロー南交流センターにあります。

⚠️ 注意してください

- ◆他の健康保険等に加入した後、新しい保険証ができていなくても、受診する医療機関へ保険証が変わることを伝えてください。国保の保険証を使って受診した場合、後日、国保が負担した医療費を町に返還する必要があります。これは新しく加入した健康保険等が負担すべき医療費を、町が医療機関に支払っているからです。
- ◆脱退手続きをしていないと、健康保険等の保険料を支払っていても国保税が課され、納付書等が送付されます。そのまま放置しておく、滞納したこととなり、財産を差し押さえる場合があります。

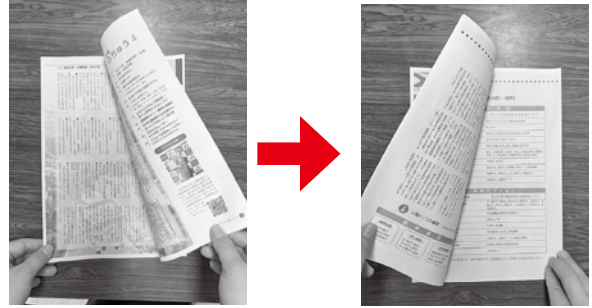
4月号から広報ふちゅうが左開きになります

☎ 政策企画課秘書広報係 ☎ 286-3127

町では、住民の皆さんにとって読みやすく分かりやすい広報紙を作成するため、レイアウトを随時、変更しています。

これまでは、縦書きと横書きが混在していましたが、「ふるさとふちゅう再発見」などの一部の記事を除くすべての記事を原則横書きとします。

横書きでの読み進める方向にあわせて、令和6年4月号から広報ふちゅうを左開きに変更します。



ふちゅう子育て応援

イクフレ



府中町子育て応援サイト

相談窓口や子育てイベント、乳幼児健診など



絵本読み聞かせ おはなし広場「しずく」
府中公民館 ☎286-3276

時 3月22日(金) 午前10時30分～11時30分

所 府中公民館 小ホール

内 絵本の読み聞かせ「つばきレストラン」「パンダなりきりたいそう」、わらべうた、ヴァイオリン演奏など

対 未就園児と保護者 定 15組(先着順)

講 おはなしグループ しずく

申 3月5日(火)午前10時から、電話・来館で

出前講座「ひかりっこ」すくすくスクエア
府中公民館 ☎286-3276

時 3月13日(水) 午前10時～正午

所 府中公民館 大ホール 対 未就園児と保護者

講 府中ひかり保育園地域子育て支援センタースタッフ

申 府中ひかり保育園地域子育て支援センター(☎282-9393)へ電話で

申請をお忘れなく!

中学生児童に対する子ども医療費助成事業
子育て支援課こども家庭係 ☎286-3163



令和6年1月診療分より、通院にかかる子ども医療費助成の対象を「0歳～小学6年生」から「0歳～中学3年生」に拡大しました。

※所得制限等の認定要件があります。

※助成を受けるためには、申請が必要です。対象者には、申請案内を令和5年10月に発送しています。

申請対象 中学生児童

締 3月31日(日)【郵便の場合は必着】

※3月31日までに申請を受け付けた場合は、令和6年1月1日にさかのぼって資格がつきます。3月31日を過ぎて申請を受け付けた場合は、受付日からの資格となります。

おひざにだっこのおはなし会
はるがきた!

南公民館 ☎286-3277

時 3月28日(木) 午前10時～10時30分

所 南公民館 図書室 読み聞かせ あじさいの会

子育てパパ&ママの「あそびのおへや」
府中公民館 ☎286-3276

時 3月27日(水) 午前9時30分～11時30分

所 府中公民館 和室 対 未就園児と保護者

講 ボランティアグループ 夢講座